

設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

(鈴木貫太郎記念館整備事業に係る設計業務)

2. 計画施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (鈴木貫太郎記念館)
- (2) 敷地の場所 (野田市関宿町 1273)
- (3) 施設用途 (博物館)

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。

4. 設計条件

- (1) 敷地の条件
 - (a) 敷地の面積 (約 5, 4 0 0) m²
 - (b) 用途地域及び地区の指定 (第一種住居地域)
(第一種中高層住居専用地域)
(防火指定なし)

(2) 施設の条件

【鈴木貫太郎記念館】

- (a) 延べ面積 (約 1, 1 0 0) m²
建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく計画面積(以下同じ。)
- (b) 主要構造 (◎ 鉄筋コンクリート造)

- (c) 階数 (一部鉄骨造含む)
- (c) 階数 (地上 2 階)
- (d) 耐震安全性の分類
- ① 構造体 (II) 類
- ② 建築非構造部材 (B) 類
- ③ 建築設備 (乙) 類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年 3 月 29 日付け
国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号)による(以下同じ。)

- (e) 建築物の類型 第 (十二) 号 第 (2) 類

建築物の類型は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二による(以下同じ。)

(3) 建設の条件

- (a) 予定工事費 (1, 5 3 9, 4 8 0) 千円 (税込み)
- (b) 予定建設工期 (令和 9 年 7 月から令和 1 1 年 3 月 1 5 日まで)

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- 鈴木貫太郎記念館再建基本計画及び基本設計
- 鈴木貫太郎記念館再建整備事業デザインビルド事業者選定 公募型プロポーザル 要求水準書
- 鈴木貫太郎記念館再建整備事業デザインビルド事業者選定 公募型プロポーザル 実施要領

(5) その他の設計条件

工事及び工事監理業務については、別途契約を締結するものとする。

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「野田市公共建築設計業務共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する一般業務

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

(b) 新築工事における実施設計に関する一般業務

- ① 総合
- ① 構造
- ① 電気設備
- ① 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）
- ・ 解体工事実施設計（ ・ 総合 ・ 構造 ・ 電気設備 ・ 機械設備 ）

(2) 追加業務の内容及び範囲

① 建築積算

積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、
見積収集及び見積検討資料の作成

① 電気設備積算

積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、
見積収集及び見積検討資料の作成

① 機械設備積算

積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、
見積収集及び見積検討資料の作成

- ① 透視図作成
 - 仕様については、別途協議するものとする。
- ① 模型製作
- ① 模型の写真撮影
- ① 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。）
- ① 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令及び条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
 - ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
 - ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続（標識看板の作成、設置報告書等の届出）
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続
 - ① リサイクル計画書の作成
 - ① 概略工事工程表の作成
 - ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ① 建築物のエネルギー消費性能（ZEB Ready 相当以上）の検討
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能（ZEB Oriented 相当以上）の検討

- ・ エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成及びコンバートツールによるエネルギー消費性能の算定
- ・ 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価書の作成
- ・ 総合的な環境保全性能及びライフサイクル二酸化炭素排出量の評価業務
- ・ 環境保全性に関する下記の検討・資料の作成
 - ・ LCEM ツールによる空調システムの評価
 - ・ 再生可能エネルギーの利活用に係る検討資料の作成
 - ・ エネルギー削減効果に係る資料の作成
- ・ 工事現場の生産性向上に配慮した事項の報告書の作成
- ① 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ・ 日影図の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ・ 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討
 - ・ 上ガス（天然ガス）対策の検討
- ① 「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく「整備項目表」の作成
 - ・ 「建築物等の利用に関する説明書（概要、使用の手引き）」の作成
 - ・ 改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査
復元する図書の種類（ ）
- ① 設計に該当する下記の業務
 - ① 設計における条件整理、法令上の諸条件の調査及び設計方針策定に係る総合検討
 - ① 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

（3） 特別経費の内容

- ① RIBC 利用料
- ① PUBDIS への業務カルテ登録料
- ① アスベスト含有分析調査（ 必要箇所 ）

⊙ PCB含有分析調査（必要箇所）

- ・ ダイオキシン含有分析調査

⊙ 地質調査（3か所）

（4） 設計VEの施行の要否

⊙ 要 実施時期：（ 協議による ）

実施内容：（ 協議による ）

- ・ 不要

（5） 中間検査の実施の要否

・ 要 実施時期：（ ）

実施内容：（ ）

⊙ 不要

（6） 安全審査の実施の要否

・ 要 実施時期：（ ）

実施内容：（ ）

⊙ 不要

2. 業務の実施

（1） 一般事項

(a) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

(b) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

- (c) 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (d) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (e) 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務のためのガイドライン」（令和 2 年 10 月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省又は野田市が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適用するよう業務を実施しなければならない。

年版等については契約時の最新版によることとし、契約期間内に改定等があった場合には、受発注者の協議により適用する年版を決定することとする。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省に掲載している。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

(a) 共通

- ① 官庁施設の基本的性能基準
 - ・ 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
 - ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ② 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・ 木造計画・設計基準
 - ・ 木造計画・設計基準の資料

- ① 官庁施設の環境保全性基準
- ① 官庁施設の防犯に関する基準
- ① 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ① 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
 - ・ 建築設計業務等電子納品要領
- ① 野田市公共建築工事積算基準
- ① 野田市公共建築工事共通費積算基準
- ① 公共建築工事標準単価積算基準
- ① 野田市公共建築工事積算基準等資料
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書
 - ・ 官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン
 - ・ BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）
 - ・ 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック

(b) 建築

- ① 建築工事設計図書作成基準
- ① 建築工事設計図書作成基準の資料
 - ・ 敷地調査共通仕様書
- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ① 建築設計基準
- ① 建築設計基準の資料
- ① 建築構造設計基準
- ① 建築構造設計基準の資料

- ⊙ 建築工事標準詳細図
- ⊙ 構内舗装・排水設計基準
- ⊙ 構内舗装・排水設計基準の資料

(c) 建築積算

- ⊙ 公共建築数量積算基準
- ⊙ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

(d) 設備

- ⊙ 建築設備計画基準
- ⊙ 建築設備設計基準
- ⊙ 建築設備工事設計図書作成基準
- ⊙ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⊙ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⊙ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ⊙ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ⊙ 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
- ⊙ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

(e) 設備積算

- ⊙ 公共建築設備数量積算基準

- ① 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

（３） 提出書類

業務実績情報の登録の要否

① 要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、調査職員の確認を受けた書面を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。

- ・ 不要

（４） 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (a) 業務一般事項
- (b) 業務工程計画（業務実施工程表）
- (c) 業務体制（連絡体制表）
- (d) 業務方針
- (e) プロポーザル方式による業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

（５） 管理技術者及び照査技術者の資格要件

- ・ 設計業務説明書による

- ・ 技術提案書提出要請書による
- ・ 入札説明書による
- ⊙ 鈴木貫太郎記念館再建整備事業デザインビルド事業者選定 公募型プロポーザル 実施要領 による

(6) 貸与品等

貸与品等	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物設計図書一式 ・ 既存工作物設計図書一式 ・ 地盤調査報告書（柱状図） ⊙ 工事標準単価（RIBC2 用） ⊙ 基本設計図書一式 	電子媒体

貸与場所（ 野田市役所 3階市政推進室 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 野田市役所 3階市政推進室 ） 返却時期（ 業務完成時 ）

(7) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他（ ）

(b) 電話、WEB 会議、電子メール等を活用する。

(8) 書面手続

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下、同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則として(a)による。

ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合(b)による。

(a) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は以下による。

- 1) 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- 2) 電子メールの送信は、原則として、1) で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- 3) 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが1) で共有したものと同一であるか確認すること。
- 4) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、1) で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(b) オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。ただし、業務着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略にあたって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(c) その他

- ① (a) で用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。
- ② 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保存した電子データで行う。
- ③ 電子成果品として納品する場合の電子データの仕様等については、受発注者間で協議し、定めること。

(9) 情報管理体制の確保

(a) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出し、発注者の同意を得なければならない。

また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

(b) 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

(c) 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

(10) 図面等の作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められる室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、調査職員の指示により、機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成する。

(11) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規

定を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。

また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とする。

- ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧される、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ2. (6) により調査職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

- (c) 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(12) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 (地質調査報告書、実施設計に関する資料一式)

◎ 指定部分の履行期限 (令和9年3月15日まで)

(b) 成果物の提出場所 (野田市役所3階市政推進室)

(c) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、野田市が行う事務並びに野田市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(13) 調査の実施

調査結果は調書に取りまとめ、工事費の積算に反映させる。

(a) 分析による調査

下記の内容を想定しているが、調査箇所等を含め事前に調査職員と協議すること。

- ・ アスベスト含有分析調査

調査数 : (必要数) 箇所

調査方法 : 「JIS A 1481-1 (定性分析)」による。

調査箇所 : 既存記念館解体工事の必要箇所

- ・ PCB含有分析調査（シーリング材2次分析）
調査数：（必要数）箇所
調査方法：「JIS K 0114（GC-ECD法）」による
- ・ ダイオキシン含有分析調査
調査数：（ ）箇所
調査方法：「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル 平成21年3月環境省 水・大気環境局土壌環境課」による。
- 地質調査
調査数：（ 3 ）箇所
調査方法：ボーリング調査
標準貫入試験
孔内水平載荷試験
土質試験
その他設計に必要となる試験

3. 成果物、提出部数等

最終成果品の事前確認資料を下記の時期までに提出することとし、業務実施工程表に反映する。

○ 令和9年3月15日

なお、これ以外で調査職員による提出の指示があった場合は提出することとする。

実施設計（新築工事）

成果物等	正	副	適用
(a) 総合			
○ 総合設計図	1部	2部	
○ 非構造部材計算書	1部	1部	
○ 工事費概算書	1部	1部	
(b) 構造			
○ 構造設計図	1部	2部	
○ 構造計算書	1部	1部	
○ 工事費概算書	1部	1部	
(c) 電気設備			
○ 電気設備設計図	1部	2部	
○ 電気設備設計計算書	1部	1部	
○ 工事費概算書	1部	1部	
(d) 機械設備			
○ 機械設備設計図	1部	2部	
○ 機械設備設計計算書	1部	1部	
○ 工事費概算書	1部	1部	

成果物等	正	副	適用
------	---	---	----

(e) 建築積算			
○ 建築工事積算数量算出書	1部	1部	
○ 建築工事積算数量算出書のうち建築工事積算数量調書	1部	1部	
○ 見積書等関係資料	1部	1部	
・ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）	1部	1部	
○ 単価資料	1部	1部	
(f) 電気設備積算			
○ 電気設備工事積算数量算出書	1部	1部	
○ 電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書	1部	1部	
○ 見積書等関係資料	1部	1部	
・ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）	1部	1部	
○ 単価資料	1部	1部	
(g) 機械設備積算			
○ 機械設備工事積算数量算出書	1部	1部	
○ 機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書	1部	1部	
○ 見積書等関係資料	1部	1部	
・ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）	1部	1部	
○ 単価資料	1部	1部	
成果物等	正	副	適用

(h) その他			
○ 透視図	1部	1部	
・ 模型	1部	1部	
・ 模型の写真	1部	1部	
○ 計画通知又は建築確認申請	1部	1部	
・ 中高層建築物の届出書	1部	1部	
・ 防災計画書	1部	1部	
○ リサイクル計画書	1部	1部	
○ 概略工事工程表	1部	1部	
○ 建築物のエネルギー消費 性能確保計画書	1部	1部	
○ 建築物エネルギー消費性 能確保計画準拠資料	1部	1部	
○ 省エネルギー関係計算書	1部	1部	
・ 建築環境総合性能評価シス テム (CASBB) による評価書	1部	1部	
・ 総合的な環境保全性能及び ライフサイクル二酸化炭素排 出量の評価業務報告書	1部	1部	
・ LCEM ツールによる空調シ ステムの評価報告書	1部	1部	
・ 工事現場の生産性向上に配 慮した事項の報告書	1部	1部	
○ 住民説明等に必要資料	1部	1部	
・ 日影図	1部	1部	
・ 電波障害対策関連資料	1部	1部	

・	上ガス（天然ガス）対策検討書	1部	1部	
・	野田市景観条例に基づく届出	1部	1部	
⊙	千葉県福祉のまちづくり 条例整備項目表	1部	1部	
・	建築物等の利用に関する説 明書（概要、使用の手引き）	1部	1部	
・	解体工事に関する資料	1部	1部	
・	アスベスト含有分析調査報告書	1部	1部	
・	PCB含有分析調査報告書	1部	1部	
・	ダイオキシン含有分析調査 報告書	1部	1部	
⊙	地質調査報告書	1部	1部	

成果物等	正	副	適用
(i) 資料			
⊙ 各種技術資料	1部	1部	
⊙ 各記録書	1部	1部	
⊙ 構造計算データ	1部	1部	
⊙ 各種協議資料	1部	1部	

(注) : 正副と併せてCD-R等による提出も行う。

: 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 図面関係は原則として、白焼きバラ図面（縮小A3版）、白焼二折製本図面（A2版2部・縮小A3版2部）「工事名、年月、設計者名文字書」、

CADデータ（図面データはJWW及びPDF形式）とするが、調査職員との協議による。

：図面以外は原則としてA4版ファイル綴じとするが、調査職員との協議による。

：CD-R等により提出する成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、調査職員と協議する。

：電子媒体（CD-R）の提出部数は（ 1 ）部とする。

：新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

：概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和6年3月20日中央建設業審議会決定）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（令和7年7月）を参照し、適正な工期を設定する。

：成果品については、ボックス（TENMA ROX 容量530L同等）に入れて納入のこと。

：図面ファイル、A4ファイルの表紙、背表紙には業務名称、完成年月、設計者名称を記載する。